

がる」との意見がある半面、「基準が重すぎる。ない方がよい」などの賛否両論がありますが、この基準は、草刈り事故が頻繁に起きていた時期に、何とか少なくすることを目的に定められました。確かに件数は少なくなってきましたが、今でも高い割合で起こっています。草刈り機を使っての事故は、小石飛散による物損事故に、傷害の場合は重篤事故にもつながります。

基準は、事故が起きなければ廃止するまでもなく、「無用の決まり事」になる訳です。まず、自分たちで安全宣言をするなど、より安全に対する意識を高め、事故を減らしてから基準の変更・廃止について検討するべきではないでしょうか……。

全シ協でも重篤事故の発生状況を注視し、事故防止に取り組んでいます

・・・参考・・・

「安全就業ニュース」 5月号より抜粋 (全国シルバー人材センター事業協会)

シルバー人材センターで取り組む事項として、次のとおり掲載されています。

作業別安全・適正就業基準に掲げる安全保護具の完全着用を図ること、なお、安全帽安全帯等の安全保護具を未着装のもとで就業した場合、申し合わせによって事故の有無に拘わらず就業者には**就業停止等の処置を講じる**など安全就業の徹底を図ること。

9月7日の「安全・適正就業委員会」でこんなことが話し合われました。

草刈り作業など、**複数の人で作業をしていて事故を起こした場合**で、当事者が特定できない時の就業制限（ペナルティー）、シルバー保険の請求、シルバーの就業の基本などについて話し合われました。主な意見をご報告いたします。

○この例の場合、作業に係わったすべての人で就業停止の期間を均等に分けて負った例があるが、これはやむを得ない一時的な措置であり前例としない。○保険を請求する上で責任者（当事者）が必要のため、班長さんになってもらった例がある○シルバーの仕事は個人の請負であり、責任の全てが自分（達）にあることを自覚し、事故処理に対処する必要がある。○事故の内容を確認するため、作業現場の見取り図やその時の状況を示した図を書いて提出するなど、今後の事故防止を考えた処理が必要である。○係わった人が全員で集まって、今後の事故防止策を含め、原因などについて話し合う機会をもつ。○出来るだけ正確に内容を把握し、不明瞭な点のない処理をする。○秩父市シルバーとして、事故処理の方法（手順）を決めておく。○事故を起こした場合の、お客様に対しての対応について、仕事をさせてもらっているという自分の立場を十分認識して話し合うことが大切である。○**私たち**

の「仕事ぶい」が一つの就業開拓であることを自覚し、責任のある就業を行う。○会員の安全を考え、無理のない仕事の受注を行うなど真剣な論議が行われました。

